

平成 18 年 1 月 23 日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

公開草案「関連当事者の監査」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

「『内部統制の構築』の考え方」について

公開草案において、関連当事者との取引に係る情報の開示に対し『内部統制の構築』の必要性が謳われている。

ここでの『内部統制』とは、今後導入が予定されている新たなフレームワークである『財務報告に係る内部統制』を念頭に置いたものではなく、網羅性を担保するために必要な体制・プロセスを整備するという意味での一般的な概念としての『内部統制』を念頭に置いたものであると理解している。

したがって、この点につき、誤解が生じないように記載方法を検討していただきたい。

なお、『財務報告に係る内部統制』を念頭に置いたものである場合には、本委員会報告の適用時期は、新フレームワークの適用時期と整合させるべきである。

「 経営者及び監査人の責任 」について

4 項における「関連当事者との取引を情報システムにおいて適切に識別する」との記載における『情報システム』の定義について明確にしていきたい。

仮に、すべての関連当事者との取引内容をコンピューター・システムから直接的に入手できる体制の整備を要請しているのであれば、関連当事者

の属性によっては、かかる情報入手方法以外の方法が合理的であると判断される場合も想定されるため、情報入手方法については『情報システム』を經由する方法に限定されるべきではないと考える。

「 経営者確認書 」について

経営者確認書の監査上の意義・取扱いについては、貴協会より公表されている監査基準委員会報告書第三号「経営者による確認書」の第6、7項において確認事項が例示され、7項については「改めて確かめる必要がないと監査人が認めたものについては記載を求めない」という文言があることから、本公開草案によりあえて関連当事者の情報につき必須記載とせず、同報告書の確認事項の例に関する7項に追記した上で、記載については各監査人の判断ができるとすることが、他の記載事項との平仄が得られるものとする。

以 上